

PCTに基づく協働調査及び審査に関する五庁間の試行プログラム
日本語で出願される国際出願の受理

I. 導入

1. 2018年5月31日、欧州特許庁(EPO)、日本特許庁(JPO)、韓国特許庁(KIPO)、中国国家知識産権局(SIPO)、及び米国特許商標庁(USPTO)の五庁は、PCT協働調査試行プログラム(「CS&E」)(以下、「本試行プログラム」という)の運用開始を発表した。その際の通知に記載したとおり、運用開始当初は英語によるPCT国際出願のみが本試行プログラムへの参加を認められた。
2. 2019年3月1日、PCT第35規則の下での管轄国際調査機関であるJPO(本試行プログラムでは「主担当国際調査機関」ともいう)は、2019年4月1日より日本語によるPCT国際出願についても、本試行プログラムへの参加を認めることとした。
3. 日本語によるPCT国際出願に関しては、五庁PCT協働調査試行プログラムに関する通知¹が適用され、本通知は前記通知を補完する。

¹ https://www.jpo.go.jp/seido/s_tokkyo/pdf/pct_kyoudouchousa_shikou/notice_base_jp.pdf

II. 枠組 - 日本語で出願される国際出願

4. 日本語による PCT 国際出願に関しては、2019 年 4 月 1 日より、本試行プログラムへの参加申請が可能になる。

5. 日本語による PCT 国際出願であって、且つ主担当国際調査機関(JPO)が、出願が調査用写しの受領時に評価可能な適用参加要件を満たしていると判断する場合には、その出願は試行への参加を暫定的に認められ、出願人は英訳文の提出のために仮受理の通知日から 1 ヶ月の猶予を与えられる。主担当国際調査機関と副担当国際調査機関とのやりとりは英語で行われる。翻訳文の質が悪ければ、副担当審査官に明確性の欠如を理由に拒絶される可能性があるため、質の高い翻訳文を提出することが出願人の利益につながる。

6. 所定の期限までに出願の英訳文が提出されない場合、主担当国際調査機関(JPO)は、当該出願は本試行プログラムにおける協働調査の対象とならない旨を出願人に通知する。この場合、主担当国際調査機関は、仮の成果物を副担当国際調査機関へ送付しない。主担当国際調査機関(JPO)は、出願言語（日本語）で作成した国際調査報告書（様式 PCT/ISA/210）（又は、必要に応じて、国際調査報告書を作成しない旨の宣言（様式 PCT/ISA/203））、及び見解書（様式 PCT/ISA/237）のみを出願人と国際事務局へ送付する。

7. 出願人から期限内に出願書類の英訳文が提出された後、主担当国際調査機関(JPO)は、仮の成果物に加えて、国際出願の英訳文を副担当国際調査機関へ送付する。

8. 主担当国際調査機関(JPO)は、最終的な国際調査報告書（様式 PCT/ISA/210）、（又は、必要に応じて、国際調査報告書を作成しない旨の宣言（様式 PCT/ISA/203））、及び見解書（様式 PCT/ISA/237）を作成する。

III. 参加要件 - 日本語で出願される国際出願

9. 英語以外の言語で出願される国際出願の試行プログラムの参加要件を明確に示すため、日本語による PCT 国際出願にて本試行プログラムに参加を希望する出願人が満たすべき全ての要件を下記に示す。いくつかの要件は五庁 P C T 協働調査試行プログラムに関する通知の記載の繰り返しとなる。

・ 出願人が満たすべき要件

日本語による PCT 国際出願にて本試行プログラムに参加を希望する出願人は、以下の要件を満たさなければならない。

- (a) 試行プログラムへの参加申請が標準参加様式を用いて行われ、国際出願と共に提出されていなければならない。
- (b) 参加様式及び国際出願が、JPO に提出されていなければならない。
- (c) 参加様式及び国際出願が JPO に提出される場合は、以下の出願ツールを用いて電子形式で提出されていなければならない：インターネット出願ソフト
- (d) 参加申請及び国際出願が、日本語で提出されていなければならない。
- (e) 日本語による PCT 国際出願が試行プログラムに暫定的に受け入れられた場合、仮受理の通知日から 1 ヶ月以内に当該出願の英訳文が提出されていなければならない。